

〔医療関係の広告〕

医療広告については、厚生労働省通達の医療広告ガイドライン「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」に準じます。

【広告できる事項】

(医療法第6条の5第1項関係)

- イ) 医師または歯科医師である旨
- ロ) 診療科名
※別掲1参照
- ハ) 病院または診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ニ) 診療日、診療時間、予約診療の実施の有無
- ホ) 法令に基づき指定を受けた病院・診療所または医師・歯科医師である旨
- ヘ) 入院設備の有無、病床の種別ごとの数、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・その他の従業者の人数、病院・診療所の施設・設備または従業者に関する事項（据え置き型の医療機器の一般名称〔CT、MRI、ガンマナイフなど〕、写真・映像、導入台数、導入日なども可）
- ト) 診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の氏名、年齢、役職、略歴その他厚生労働大臣が定めるもの〔専門医…※厚労省のホームページで検索可能〕（略歴は研修期間を除き、一連の履歴を総合的に記載する。ピックアップは認めない）
- チ) 医療相談、医療安全のための措置、個人情報取扱その他管理・運営に関する事項
※別掲2参照
- リ) 紹介することのできる病院、保健医療、福祉サービス会社などの名称・所在地・連絡先など、これらとの施設・設備・器具の共同利用の状況、連携に関する事項（紹介率・逆紹介率も表示可）
- ヌ) 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、その他医療情報の提供に関する事項（ホームページアドレス・Eメール・QRコードなど表示可）
- ル) 病院・診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については医療の選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
※別掲3参照
- ヲ) 患者の平均的な入院日数、平均的な外来・入院患者の数、その他医療の提供の結果に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの
※別掲4参照
- ワ) その他各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
※別掲5参照

※別掲1

内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、心臓内科、血液内科、気管食道内科、胃腸内科、腫瘍内科、糖尿病内科、代謝内科、内分泌内科、脂質代謝内科、腎臓内科、神経内科、心療内科、感染症内科、漢方内科、老年内科、女性内科、新生児内科、性感染症内科、内視鏡内科、人工透析内科、疼痛緩和内科、ペインクリニック内科、アレルギー疾患内科、内科（ペインクリニック）、内科（循環器）、内科（薬物療法）、内科（感染症）、内科（精髓移植）、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、心臓外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、気管食道外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、美容外科、腫瘍外科、移植外科、頭頸部外科、胸部外科、腹部外科、肝臓外科、膵臓外科、胆のう外科、食道外科、胃外科、大腸外科、内視鏡外科、ペインクリニック外科、外科（内視鏡）、外科（がん）、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、放射線診療科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、救急科、児童精神科、老年精神科、小児眼科、小児耳鼻いんこう科、小児皮膚科、気管食道・耳鼻いんこう科、腫瘍放射線科、男性泌尿器科、神経泌尿器科、小児泌尿器科、小児科（新生児）、泌尿器科（不妊治療）、泌尿器科（人工透析）、産婦人科（生殖医療）、美容皮膚科など
歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
麻酔科（許可を受けた医師などの氏名をあわせて広告すること）

※複数の事項を組み合わせた通常考えられる診療科目も広告可能とする。

《例：医科》

「血液・腫瘍内科」「糖尿病・代謝内科」「小児腫瘍外科」「老年心療内科」「老年・呼吸器内科」「女性乳腺外科」「移植・内視鏡外科」「消化器・移植外科」「ペインクリニック整形外科」「脳・血管外科」「頭頸部・耳鼻いんこう科」「肝臓・胆のう・膵臓外科」「大腸・肛門外科」「消化器内科（内視鏡）」「腎臓内科（人工透析）」「腫瘍内科（疼痛緩和）」「腎臓外科（臓器移植）」「美容皮膚科（漢方）」など

《例：歯科》

「小児矯正歯科」など

※別掲2

休日または夜間における診療の実施、診療録を電子化している旨、セカンドオピニオンの実施に関する事（費用や予約の受け付けに関する事も可能）、医療の安全を確保するための措置、個人情報取り扱いについて（保護ポリシー、教育訓練の実施状況、漏えい防止策など）、平均待ち時間（診療科別や曜日別などに広告可能）、開設日・診療科別の診療開始日など

※別掲3

検査、手術その他の治療の方法

- ① 保険診療（〔例〕PET検査によるがんの検査を実施、白内障の日帰り手術を実施など）
- ② 評価療養または選定療養（内容、制度、負担金額などについて、あわせて示すことが望ましい）
- ③ 分娩（分娩費、出産育児一時金受領委任払いの説明などについても広告可能）
- ④ 自由診療のうち保険診療または、評価療養・選定療養と同一の検査、手術その他の治療の方法（美容などの目的であるため、公的医療保険が適応されないが、その手技などは、保険診療または評価療養・選定療養と同一である自由診療での治療の内容は広告可能。〔例〕顔のしみ取り、イボ・ホクロの除去、歯列矯正）
- ⑤ 自由診療のうち薬事法の承認または認証を得た医薬品・医療機器による検査、手術その他の治療の方法（〔例〕内服の医薬品によるED治療、眼科用レーザー角膜手術装置の使用による近視手術）

（注）④⑤は公的医療保険が適用されない旨と標準的な費用の併記が必要。標準的な費用は、窓口で実際に支払う費用の総額が容易に分かるように記載。治療の内容について、患者などの情報の受け手にとって分かりやすい表現やその説明を記載すること。治療の方針についても、広告可能な事項の範囲であれば可能（〔例〕「術中迅速診断を行い、可能な限り温存手術を行います」「手術療法のほかにいくつかの薬物療法の適用があるので、それぞれのメリット・デメリットを説明し、話し合いの下で治療方針を決定するようにしています」）

提供される医療の内容（上記の「検査、手術その他の治療の方法」を除く）

- ①法令や国の事業による医療の給付を行っている旨
- ②往診の実施(往診に応じる医師名、対応する時間、訪問可能な地域なども広告可能)
- ③在宅医療の実施（訪問看護ステーションを設置している旨など）

※別掲4

手術の件数、分娩の件数、患者の平均的な入院日数、在宅患者・外来患者及び入院患者の数、平均的な在宅患者・外来患者及び入院患者の数、平均病床利用率、治療結果に関する分析を行っている旨または分析結果を提供している旨（分析結果そのものは広告不可）、セカンドオピニオンの実施、患者満足度調査を実施している旨または実施結果を提供している旨（実施結果そのものは広告不可）

※別掲5

従業員（医療従事者を除く）の氏名・年齢・性別・役職・略歴（略歴は一連の履歴を総合的に記載しピックアップは不可）、健康検査の実施（実施日、時間、費用、取り扱う人数、宿泊の有無など）、保健指導・健康相談の実施（日時、実施する医師の氏名、費用など）、予防接種の実施（接種を勧める対象者、回数、1回当たりの費用など）、治験に関する事項（実施医療機関名、治験薬の成分名・開発コード〔商品名は不可〕など）、患者の受診の便宜を図るためのサービス（費用の支払い方法、入院患者に提供するサービス・費用、駐車設備、送迎サービス、携帯電話など）

【広告できる表現方法】

医業および歯科医業の広告は、医療法によって定められた項目以外表示できません。しかし、表現について客観性・正確性を確保できれば、以下のように幅広く認めています。

- ①表記として認められたものの写真、イラストなどによる表現
- ②患者などの理解が可能となるように、分かりやすい表現の使用や説明を追加すること
- ③略号、記号も正確な情報伝達が可能なら差し支えない

例えば、医師名は医療法第6条の5第1項7号で表記できることから、写真、イラスト、などによる表現も認められます。また、「人工透析」も分かりやすい表現として表示可能です。

【広告できない事項】

原則「医療法または厚生労働省告示で広告可能な事項以外は広告できない」のですが、ガイドラインで以下の広告を禁止事項として特に注意します。

- ①広告が可能とされていない事項の広告
 - イ) 専門外来（診療科目と誤認を与えるため）
 - ロ) 死亡率、術後生存率など（評価が可能な段階にないため）
 - ハ) 未承認医薬品（海外医薬品、健康食品など）による治療（薬事法で承認された医薬品による治療などに限定されている）
- ニ) 「著名人も当院で治療を受けた」（優良誤認。事実であっても不可）
 - ②内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告）
 - イ) 絶対安全な手術（医学的にありえない）
 - ロ) 厚生労働省が認可した〇〇専門医（資格認定は学会が実施）
 - ③他の病院、医療機関と比較して優良である旨の広告（比較広告）
 - イ) 「日本一」「No.1」「最高」「有数」などの表現（客観的な事実であっても使用できない）
- ④誇大広告（虚偽ではないが、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容などで、事実を不当に誇張したり、人を誤認させるもの）

- イ) 「知事の許可を取得した病院です！」(特別な許可を得た病院であるかの誤認を与える)
 - ロ) 「医師数〇名(〇年〇月現在)」(示された年月の時点で事実であっても、その後、大きく変動があった場合)
 - ハ) 「(美容外科の自由診療の際の費用として)顔面〇〇術 1か所〇〇円」(目立つように表示されているが、複数実施したときの1か所費用であり、単独では倍近い費用がかかる旨は小さく書かれているなど、見落とすものと常識的判断から認識できる場合)
- ⑤客観的事実であることを証明することができない内容の広告(患者や医療従事者の主観によるものや客観的な事実の証明ができない事項)
- イ) 患者の体験談(広告可能な範囲であっても不可)
 - ロ) 「理想的な医療提供環境です」(「理想的」は客観的な証明はできない)
 - ハ) 「比較的安全な手術です」(何と比較して安全であるか不明)
- ニ) 伝聞や科学的根拠に乏しい情報の引用(医学的・科学的根拠に乏しい文献、テレビでの紹介は、それだけをもっては不可)
- ⑥公序良俗に反する内容の広告(わいせつもしくは残虐な写真・映像または差別を助長する表現など)
- ⑦その他
- イ) 品位を損ねる内容の広告(費用を強調した広告など)
 - 「今なら〇円でキャンペーン実施中！」
 - ふざけたもの、ドタバタ的な表現
 - ロ) 他法令または他法令に関する広告ガイドラインで禁止される内容の広告
 - 未承認医薬品、医療用医薬品に関する広告などは、医療に関する広告としても不可
- 【暗示的または間接的な表現の扱い】**
- 広告可能とされていない事項や虚偽・誇大広告などに該当する場合は認められません。
- ①名称またはキャッチフレーズにより表示するもの
 - アンチエイジング→不可(診療科名でも診療の内容でもない)
 - ②表現することが認められたもの以外について、写真、イラスト、絵文字により表示するもの
 - 病院の建物の写真→可能(他の病院の写真は不可)
 - ③新聞・雑誌などの記事、医師・学者などの談話、学説、体験談などを引用または掲載するもの
 - 専門家の談話を引用→不可(談話内容が保障されたものと誤認を与えるおそれ)
 - ④病院などのホームページのURLやEメールアドレスなどによるもの
 - www.gannkieru.ne.jp→不可(「がん消える」を暗示。効果は広告不可)
 - ⑤医療広告において、電話番号の数字に「1182(いいはに)」、「41-8772(よ

いはならび)」などのルビの表現はできません。

【植毛相談、視力回復など】

植毛を行う医療機関を紹介する「相談室」の広告は違法ではありません。ただし、紹介する医療機関名を明示すれば医療法違反、実際には一つの医療機関を紹介するような「相談室」は脱法行為と見なされます。また、視力回復は、医業免許のない民間施設でも、当該施設で利用者本人が行うマッサージやトレーニング、利用者本人が器具を操作して行う視力回復行為は医師法違反とはなりません。基本的には視力は回復しないというのが（社）日本眼科医会の見解です。

【助産師の業務または助産所に関する広告】

〔必要表示事項〕

- イ) 助産師である旨
- ロ) 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ハ) 就業の日時、予約による業務の実施の有無
- ニ) 入所施設の有無・定員、助産師・従業者の人数、その他これらに関する事項
- ホ) 助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他厚生労働大臣が定めるもの
- ヘ) 医療相談、安全のための措置、個人情報取り扱い、その他管理・運営に関する事項
- ト) 嘱託医師の氏名、病院・診療所の名称、業務に係る連携に関する事項
- チ) 助産録に係る情報、医療情報の提供に関する事項
- リ) その他厚生労働大臣が定める事項

【法律に基づく医業類似行為（あん摩マッサージ指圧師・はり師、きゅう師等及び柔道整復師）に関する広告】

- イ) 施術者（柔道整復師）である旨ならびに施術者の氏名及び住所
- ロ) 業務の種類（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう）
- ハ) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ニ) 施術日または施術時間
- ホ) その他厚生労働大臣が指定する事項

【法律に基づかない医業類似行為に関する広告】

「カイロプラクティック」「整体」「気功」など法律に基づかない医業類似行為は違法ではなく、広告規制もありませんが、医療行為を行うような表現はできません。

クイックマッサージ・足つぼマッサージなどは「気分転換」や「リラックス」などの表現にとどめてください。

【獣医師または診療施設の業務に関する広告】

- イ) 獣医師または診療施設の専門科名
- ロ) 獣医師の学位または称号
- ハ) 農林水産省令で定めるもの

【その他】

医療法に基づかない業種で、次のようなものは掲載できません。

- イ) 占いや祈とうなどの広告で病名をあげたり「治療」「治る」「根治」などの字句を用いたもの
- ロ) 断食、催眠術などの方法で「医療行為」を連想させる表示のあるもの